

## 訪問看護ステーションよいところにおける虐待防止のための指針

### 1.虐待防止に関する基本的考え方

虐待は尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。厚生労働省の「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準 第15条」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### 2.虐待の定義

虐待とは、意図的であるか否かを問わず、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等により、心や身体に深い傷を負わせ、人権の侵害や尊厳を奪うことを言う。

#### (1)身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)

#### (2)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(言葉による脅迫や、心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)

#### (3)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌や動画を見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)

#### (4)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

#### (5)介護・世話の放棄(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)

### 3.虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定める。

(1)委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

(2)委員会の委員長は、管理者が任命する。

(3)委員会の委員は、委員長が2~3人程度選出するとする。

(4)委員会は、定期開催として6ヶ月毎に開催する。虐待事案発生時等、または委員長が必要と認める際は、臨時委員会を開催する。

(5)委員会の役割及び審議事項

- ・虐待に対する基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ・職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
- ・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
- ・虐待(疑い)が発生した場合の対応に関すること。
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

### 4.虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、以下のとおり実施する。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。

(1)定期的な研修の実施(年1回以上)

(2)新任職員への研修の実施

(3)その他必要と判断される場合の教育・研修の実施

(4)実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

### 5.虐待防止に関する責務等

(1)虐待防止に関する統括及び責任者は管理者とする。

(2)虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## 6.虐待の早期発見等への対応

### (1)虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。なお、全職員は、利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から利用者及び周囲の関係者とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要である。

### (2)虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、被害者のプライバシー保護を大前提としながら、速やかに新潟市に報告する。具体的な報告先、報告方法については「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」に従う。また、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとする。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先に対応する。

## 7.職員が留意すべき事項

職員は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

### (1)意識の重要性

- ・常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

### (2)基本的な心構え

- ・利用者との人間関係が構築されている(親しい間柄)と、独りよがり思い込まないこと。
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。

- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・虐待(疑い)を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

## 8.本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

## 9.附則

本指針は 令和6年4月1日より施行する。